

	VI	V
	木 曲 一尺五寸 尺	く 曲 一尺二寸五分 ち ら
	$1.2 \times \frac{5}{4} = 1.5$ $1.5 \times \frac{12}{10} = 1.8$	$1 \times \frac{12}{10} = 1.2$ $1 \times \frac{5}{4} = 1.25$
	1 正倉院木尺 滿洲及朝鮮大尺	高 麿 尺 高倉家 尺 裁衣 尺 鯨 尺
	一、〇〇〇 一、〇内外	一、〇〇 一、一五 一、二五 一、〇〇、〇〇
<p>● 晋前尺八寸好古日録による● 唐大尺、最上徳内による。</p> <p>1. 正念院藏尺黒板勝美氏調査に従ふ。</p> <p>2. 明治四十三年農商務省検定に従ふ。</p> <p>? 宋氏尺及晋後尺は二類と三類との中間に屬す。</p>		
	安南 一尺	東後魏 尺 六尺五寸の弓
<p>△ 實物に就て測定せるもの。</p> <p>其他陪律律歴志、及狩谷掖齊に従ふ。</p>	一、五〇〇 一、五〇一	一、二〇六 一、〇〇〇 一、五〇〇

明治初年の地方官會議(中)

文學士 藤 井 甚 太 郎

五 民會の由來

明治初年の地方官會議に於て、最も重大なる議

案は、八年度の民會案、十一年度の府縣會案、十三年度の府縣會規則修正案であつて、日本民權史

上に於ては、地方官會議夫自身の存在よりは寧ろ此の議案の通過を以て重大なる意義と結果とを認めねばならぬ。今日に於ては國會の重きに比し、府縣會はさして重大なる意味を持たないが、國會未だ開かれざる明治二十年前に於ては民權思想の培養素として府縣會を無視すべからざるものがあつた。されば一派の人々よりは此會を以て大權下移の端を啓くものとして府縣會中止の議をすら上られたこともある。岩倉公
實記かく逸早くも民會が政治論として論議せられたのは又由來する所が頗る遠い。凡て明治の新文明夫れは西洋傳來の說に基く所が多いのであるが、三百年間に互る封建制度の力は亦絶大なるものがあつた爲めに、凡ての新制度も一度は藩制の内に培養せられたのである。此の民會の制度も亦藩制存置時代の歴史を辿るべき必要がある。

一藩の領内に於て、一地方に對して委任統治に

等しき制度を立て、居た一例として、余は佐嘉藩に於ける「團」を引證したい。此の藩に於ては藩主鍋島家一門より國老以下に及ぶまで大高を有するものは、其領地内に住所を構へて其家臣を居住せしめ、領地内の租税を收納し、其幾分を藩主に献米し、其餘を以て團主の勝手向より家臣の給祿役所費用學校費兵隊給等を支辨したものである。諫早團、多久團の如きが夫である。秩祿處分
頭末略維新後に至つて、朝廷の政治方針が公議尊重、従つて官吏公選と云ふ點を力強く宣言せられて以來は各藩は、此政體を忠實に遵奉するに務めた。その結果は、隱然民會を馴致した傾があつた。鍋島直正公傳に云ふ、

朝廷にても公論公選の主張盛んにして、江藤參政亦將來の政體は議會を召集するに歸納すとの意見を持したりしかば、史局其他も此に同意し爰に當秋明治二年の年度改まる以前に、村々の庄屋を投票公選にて定めん

各郡令に協議して遂に之を執行したり。是に於て各郡令は村中に田地多く耕する農民を適當に選舉人に定め便宜の神社寺院に召集したりしに、村民は握飯を持ちて集合し郡官の立ち會へる面前にて庄屋に投票をなしかば、之を開票するに及んで改名の容易に行はれたる當時にて氏もなく名も重んぜられざる農民なれば舊名を書きたるあり絆號を書きたるあり、開票者は此を讀み上げたれば源平さか藤橘さか呼はる等頗る喧囂を極めたり、而して選舉の結果は朴魯謹厚にして事務に堪へざるもの、如きもの多く擧げられたり。其當選の一人或る大辨務の宅に年來出入する者あり、よつて庄屋になりたる條を大辨務に吹聴したりしに、大辨務は呆氣にさられ、彼の眞面目に不束なれき御上の爲め一圖に心得勤むる覺悟なりといふに對し、否きよ村中より公擧せられたる以上是より村の爲めに相談するが肝要なりと言ひ聽かせたりしに、彼いぶかしき顔にて御上の御威光を被りて勤むる心得なるに村の者の爲にするこは私は勤らぬ役目なるべしと惰氣たり云云と、一斑を見て全豹を察すべしであるが、かくて

各藩は殆ど皆藩の公議機關を備へた。長島藩の議事局、丹南・成羽・郡上・尼崎諸藩の議事所、櫛羅藩の藩議院、西大路藩の會議室、宇和島藩の集議院、龍野藩の議事局、三草藩の衆議局、芝村・明石藩の衆議所、吉田藩の集議局、高松藩の議政堂、岡山藩の議事院などその一例である。坤儀革正錄、岡山市史、津輕承昭公傳參照 として此等の議事所に於て役人の選舉の如きは藩中二三男に迄も選舉權を與へた。津輕承昭公傳 今一例として明治二年秋田藩の達を引用する。

一 門閥尊大の弊習を除き諸官才能を以て任用すべし、故に官を授くるこゝ位秩に拘らず。

一 選舉の法貴賤を問はず賢能を擧ぐるを要す。故に其人有れば庶人と雖も拔擢して之を用ふべし。

一 官の爲めに人を撰み人の爲めに官を撰はず、故に其人なければ其官を闕き、必ずしも増員を備へず。

一 會議所を設け藩主親臨諸官參集政事の重行を商議裁決す、庶人と雖持論あるものは其議に預り所見を盡すこゝを得べし。

一政事の得失を建白する者は貴賤を選ばず書載を會議所に出すべし、或は事機密に涉り封書密白する者は監察を介して親達すべし、又投函匣を設け衆庶をして各其言ふ所を盡さしむ、大に言略を開く所以なり。
(北羽發達史)

と、かく各藩々に於て議事所の設置せられたのみでなく、一地方一地方の數藩が集會して地方會議を開くことも催さるゝに至つた、有名なる四國十三藩會議一名金毘羅會議、豊橋を中心とせる參尾十數藩會議、京都附近府藩縣會議、越後按察府會議の如きは明治二三年頃の計劃であつた。斯る形勢の進みつゝある際に當つて廢藩置縣は斷行せられたのである。

廢藩の後に於ても、縣治時代に所謂地方の縣會は設けられた。愛知縣・宇都宮縣・滋賀縣・奈良縣・千葉縣・兵庫縣・熊谷縣・濱田縣・小田縣・宮城縣・埼玉縣・足柄縣の如きその一例である。(地方官會議筆記 帝國議會前記)

此等の縣會は或は區戸長を議員として居るものあれば、或は公選議員を區戸長に交へて開催して居るものもあつた。明治八年の調査によれば、公選民會に似たるものを開設せる縣が七、區戸長を以て設けて居るのが一府二十二縣の多きに達して居たのである。かゝる背景の裡に地方官會議は開催せられたのであつた。

六、議案「民會」

明治八年の地方官會議に於て、民會は第三號議案として御下問せられた。案の大主旨は公選議員を以て民會を組織するや、將又區戸長を以て組織するやと云ふにあつた。議長木戸孝允の説明は案の性質と其時代の民度を察知するに足る唯一の史料である。曰く、

明治七年五月二日並本年四月十四の詔勅の如く、一般人民の漸次進歩を望ませらるゝは固より言を俟たず、

近來間々地方官の意を以て或は民會の端を開く者あり
と雖も、未だ全國の通法あらず、因て今此法案を下附
せられたり。抑維新以來日尙淺く都鄙の景象大に異な
る者あり。一縣内に在ても其通邑と偏地とは頗る同じ
からず、夫れ議會なる者は素人民より起り而て政府隨
て其法制を設くるものなり。又些少の人員を以て成立
すべき者に非るなり。且議會の起るに方り小縣區會、
府會の順序あり、故に今實際の情勢に通底する所、公
を以て平忠實の衆議を盡されん事を希望せらるゝ、聖意
なり。

議間に載せられたる得失如何を審議し公選議員を用ふ
るに區戸長を用ふるこの事一定して然る後、府縣會
區會の方法を問はせらるべし、然るに茲に府縣會區會
而已を云ひて、町村會を云はざるは何ぞや、蓋し説あり、
明治七年の調査に據るに、全國の人口開拓使琉球
を除き三千三百三十五萬七千三百八十八人、戸數七百
〇八萬三千八百九十九、其平均人口一戸四人七分ミす
又町村の數八萬〇三百七十二あり、一町村の平均戸數
八十八にして平均人口四百十餘人なり今町村會を設け

んミす、其議員を選む必ず二十一歳以上の戸主たるべ
く、又財土田産の有無多少の制限を設けざるべからず
茲に女戸主及二十一歳未満の男戸主並に官吏、兵隊、
教導職、囚獄懲役人等を除くべきは一町村の戸主概略
多くとも五十人に滿たず、又財産の制限を加へて眞に
選舉さるべき者僅々而已、是全國一般に町村會を設け
ざる所以なり、然れども其地方地方によりては大村大
町無きに非ず、又數町村を合議して會を起すべからざ
るに非らず、是亦其地方の適宜なるべしと雖も、其議
員の選舉法規則制限等の如き之を全て大異同なかるべ
からず、故に既に設立せし者も、特に設立せんミする
者も皆之を上申して受理施行すべきものなり。

かくて七月八月評議に上つた。當時議論の大體
を案ずると、此の民會の設置を以て大權下移の端
を開き延きて我國に共和政治實施の先備をなすも
のとして極力此を非としたのは鹿兒島縣令大山綱
良の「民會未不開」の論である。其大意に曰ふ、
伏して、日本全國の形勢を觀るに、首都東京府の地に

在りし雖も、人情未だ安寧ならず、生産未だ繁殖せず風俗未だ醇厚ならず、盜賊未だ衰止せず、而るを況や各地に於てをや、故に民會を開き公議輿論を採り、以て政を施さん欲す、其意美ならざるに非ず、然れども方今民會を開くに於て、妨害極て多し、姑く其大端を擧るに、人民群集し嘔々紛論、首として地方官員の賢愚政事の得失を議し、此の縣令は宜く遯ふべし、此判任官は殺すべし等の事を論じ、是より溯りて左右大臣及參議の黜陟を論じ、甚敷は終に共和政治の論を主張し、政府は人民を妨害束縛するの地たるを唱へん、萬口同辭必然の事にして國家壞亂遂に其後を善くす可らず、假令讒謗律を用ひ日々人を刑するも制止する能はず、故に民會を開くは他日人民開化進歩の時を待ち、朝廷地方の官員協同今日着實の政事に勉力すべきなり。徒に文飾を事とせざるべし。

と而し此の議論は賛成者を得ずして、議事は益益進行したのであつた。余りに煩雜の嫌はあるが茲に數氏の議論を紹介して、當時の民度を調査し

て見たい、

兵庫縣令神田孝平曰く、

夫れ民會の本色より考察すれば、誰れか公選を非とする者あらむや。只其公選民會を開く迄の補綴には區戸長會を良しとし、或は區戸長を民選に委して議員たらしめ、又或は區戸長より一名、公選して一名を擧て、官民混同議會の見込を立るもあるべし、然れども到底其歸着する所を問へば、熟れも公選民會を是とするに非ざる者なし、故に兩端の中にて孰れか一に決せよとの御下問ならば、只々公選民會を可とすべけれども、現に兵庫縣の如きは、區戸長追々議事の體に慣れ、目今にては之に加ふるに一區より公選の議員一名宛を入れ漸次を以て民會に變移せん企てつゝあり。

今日の實況に於て、區戸長會は或は適度なるべし雖も、區戸長は給料を以て縣廳に附屬する行政吏なり、故に區戸長ばかりの協議を以て人民の輿論を見做し難し、須らく真正の公選代人を此會に加入せしめ人民には負荷すべき所の義務あるを知らしめざるべからず、

譬は區の入用を割合せ之を課するに當り代議人は是を可
せせば是れ人民之を可せせるものなり。若し可しな
がら割合の金を出さざる者は即ち會議の違約人に當る
を以て身代限に及ぶ共之を出金せしむべきの權利あり
區戸長會而已にては未だ斯の如き權利も無く、又斯の
如き義務を人民に負荷せしむべからざるなり。

三重縣權令代理參事鳥山重信曰く、

地方の民會は總て制度法律を議するの權は與ふべから
ず。雖、規則、章程、其宜を得ざれば、常に公益を興
へる事能はざるのみならず施政上に於て許多の障礙を
生ずるに付、反て人民の通害を醸成するに至るべし、
中に就て選舉法の如きは最も意を加へざるべからず、
今全國人民の間、開化の等級豈徒らに三府五十九縣の
異なるのみならん、一縣内も亦頗る差違あり、之
に適應するの法を設ける實に難しき爲す。是れ公選も
區戸長も得失御推問ある所以歟、然れ共實際の適不適
は公選を用ゆるも、區戸長を用ゆるもの間にあらずし
て、規則、章程上にあり。

右は神田、鳥山兩氏の所論の大意であつて、云は
ゞ折衷論の代表を見て宜しいのである。夫から先
づ區戸長會を開くべしと云ふ漸進論者の代表とし
て渡邊昇氏柴原和氏、楠本正隆氏等の論がある。
其所論の要點を紹介すると、

大阪府權知事渡邊昇曰く、

夫れ理を以て論ずれば、公選民會を至當とすれども、
今日の實況より觀察すれば人民開化の爲に於ては區戸
長會を適當なりとすべし、抑も公選民會は其人を得れ
ば真正の利益ありと雖も、若其人を得ざれば徒らに開
化の態を模擬するに過ぎずして却て行政上に害を致す
べし、三百年來の弊害を一時に矯正せん欲するの今
日、一利一害の並び生ずるは固より怪しむに足らざれ
共、或は理に拘泥するが爲に利を招かずして害を受ける
に至る事あり、今日の實況、新聞紙並に世上の論者の喋
々討論する所を觀察するに、日本人は非常の進歩を成
すに似たれ共、一般人民は然らず、依然たる昔日の日
本人なり、論者は頻りに政府の壓制を咎むれ共壓制の

實證は今日果して何處にかある。舊時の政府は擅に居座を命じたる程の壓制なれば人民は之に抵抗すべき理あれども、今日の政府は最早如斯壓制に非らず、壓制の弊害を除かんと欲するの政府なり。壓制の根本は、上意下に徹せず、下情上に達せざるより生ずるなり、今日の要は此の上下の情を疎通して互に之を知らしむるに在り、之を知らしむるには區戸長會を以て尤適當とすべし。或は云はん、區戸長は行政官なり、議員たるべからずと、然れども我輩此席に在るものは現に行政官に非ずや、是れ僕が區戸長會を以て更に事實上妨げなしと認たる所以なり。

千葉縣令柴原和曰く、

試に我千葉縣の實跡を以て之を云はん、前年以來二重選舉の法を以て人民の代議人を擧げ、縣會を開きたり然るに其初人民議事の何物たるを知らざるのみならず議事の體裁を辨せざる者多かりき、縣令議長となり且各掛十一等以上の官吏を議員に加へ、議事の法則等を慣習せしむ、然るに官吏の中或は一の奇癖の議を發し

て敷衍辯論するまき滿場悍然として傾聽し、復た異議なし、是を以て通常決議の法外一種の命令決議なるものを並び行ひ、以て其弊を丕め、僅に議事の體面を成せり、故に議員は公選に係るも雖も、其實官民協同會議とも謂べく、單純なる民會に非ざるなり、爾來歲月を積み人々慣習の久敷を以て今日に至り、初めて其意見を暢達する事を得るに至れり、公選議會の難き此の如し、頃日全國人民率ね實著の力甚だ乏くして、浮躁の氣餘あり、故に夫の輕跳進歩の輩の導く所となり、私立民會等起し、動もすれば官廳の命令に抗拒するの風を爲せり、此の時に當り俄かに公選民會を開かば、直ちに、權限の在る點を忘れ、大政府の舉措にも論及すべし、之を遏止すれば、忽ち束縛なりと云ひ、壓制なりと名け、果は折角の公選議會を以て無益の政事論場と成すに至らんも計り難し、是の如きは只行政の害となる而已ならず、併せて風俗を傷ふに至るべし、故に第一には公選議會を以て歸着の目的、第二には區戸長會を以て今日の適度に座するの途中とし、第三には

人民の進歩此所に至らざる所は、必ずしも區戸長會をも開くに及ばざるべし。

上記二氏の議論の外に、地方官中此の議に立脚して立論した人は澤山にあつたが、先づ代表的のものとして二人を擧げた。而して急進論とも云ふべき公選民會即行論の代表的議論としては中島信行の所論を紹介したい。

神奈川縣令中島信行曰く、

聖憲は既に公選民會を起すに決し給ふなり、諸氏は徒らに人民の地位未だ公選議會を開くの度に進まざるこそんも若真に其度に進まざるこそんか、區戸長會も亦適度に應ぜざるべし、若區戸長會は人民の度に應ぜりこそんか、何故に公選民會は之に應ぜざるか、僕は諸氏が眼目としたる應不應の間に於て更に明瞭なる道理を實證を見出さず、區戸長は縣令が命ずる所の者なれば必ず人才なり、公選議員は人民が選舉する所の者なれば必ず人才に非らずこそんか、僕は區戸長が人才ばかりに非らざるを知るが如く平民にも亦人才あるを

信するなり、見よ世上には今日の區戸長たるを屑せざる平民の市井の間に在る事を、一旦公選する時は僕は此人物が必らず陸續に人民間に顯はれんを豫知するなり。又區戸長は如何なる職務なるか、即ち行政の一部に屬する官吏なり、官吏をして議員たらしむる已に議會の根理に反する者なり。必竟區戸長會を開くは容易の業たるを以て、之を可とするに過ざるなるべし、如何ぞ難易を得て此際の見解をなすべけんや、故に僕は假令着手の初めに當り多少の難事あるにもせよ、斷然公選民會を開くべしとす、決して開くべからざるの道理あるなきなり。人民智識の進むに従ひ國家光榮を培すは諸氏の然りとする所に非らずや、而して此の智識を進むるには人民をして各自の權利を重し義務を知らしむるを重要とす、公選民會に依るに非ずして外に何の策ありてか、之を重し之を知らしむべきや。

○以上史談會速記録三百三十七號并三百三十八號地方官

會議筆記

と、中島信行氏は、當時有名な急進論者中の諍々

たるものであつた、余は此等の議論を讀んで、明治七年民選議院設置建白以來、加藤弘之・津田真道・大井憲太郎・西岡・古澤滋・西村茂樹諸氏の間に交された國會開設尙早論と國會開設論の論とが全く之と同理路を辿つて居ることを興味深く感ずるのである。

かくて決を採られた處、區戸長を議員に用ゆるを可とする者三十九人と云ふ大多數を以て決定した、詳しく云ふと(一)區戸長を可として公選議員を交へんとする者二人、(二)民會開くべからず、已むを得ずんば姑く區戸長を用ゆるを可とする者一人、(三)公選を可とし、姑く區戸長を用ふる者八人、(四)公選を可とし、今日適度の可否を云はざる者一人、(五)半は區戸長を用ひ、半ば公選議員を用ひんとし、可否を云はざる者一人と云ふ有様であつた。そこで此の決議を地方會々議長本戸孝允から太政大臣三條實美に宛て、上申せられたが

翌七月九日には、此の決議に基き、府縣會區會の案が下附せられた。然るに府縣會區會を併せ開くべしと云ふ地方官多數の意見によつて、七月十日に區長を以て府縣會を興す法案と戸長を以て區會を興す法案との二案が交付せられたので、此を審議し夫々條項に就きての決議案文は同じく地方官會議長本戸孝允から太政大臣三條實美に上申せられた。(史談會速記録 三百三十九號)

かくの如くにして第一次の地方官會議は所謂「民會」の形式論を主として終つたのである。そして府縣會並に區會の議事規程も數十條に整理せられて居たが、此の條項は遂に暗より暗に葬られて居る。勿論後には明治十年西南の役の影響もあつたことと思ふ。が院外の運動激烈なりしに係はらず公選民會が通過せなかつたことは、一部の民權論者の非常に不滿であつたことで、近事評論の記者は「一失望會議」の條下に「内閣の垂問に應ずるに區

戸長會を可とするの答議を以てしたるは、當時頗る輿論をして望を此會議に失はしめたるに非らずや近事評と云つて居る。かくて西南の役等の爲め論附録第二回の會議は、明治十一年に開會せられた。

七、第二回地方官會議

第二回の地方官會議は、明治十一年四月十日から五月三日まで開會せられた、場所は東京寶田町太政官分局内であつた。議長は參議伊藤博文で幹事は選舉によつて東京府知事楠本正隆が幹事長、内務大書記官松田道之、愛知縣令安場保和、福岡縣令渡邊清が幹事に當選したのである。御用掛には太政官大書記官井上毅、同尾崎三良、内務大書記官松田道之、太政官權大書記官古澤滋、工部權大書記官安川繁成、太政官少書記官金井之恭、同股野琢、四等編修依田百川等が拜命した。日報社の福地源一郎氏は月給二百圓を以て御雇を命せられた、此

は記録掛長である。而して傍聽人は場所狹隘の故を以て餘程制限があつて、官廳省使の官員二名、府縣よりの隨行員一名、華族二名宛と限定せられた、四月十六日特別の詮議を以て曙新聞記者石橋中和、報知新聞記者吉田次郎、朝野新聞記者澤田直温、民間新聞記者犬養毅が傍聽を許された。三條太政大臣、岩倉右大臣、有栖川元老院議長宮、大久保内務卿や外國公使館員など時折傍聽に參られた陛下に於かせられても、四月十日、四月十九日、四月廿五日に臨御あらせられたが、五月三日の閉院式の際には、御不豫の爲有栖川熾仁親王が臨ませられたのである。主なる議題は、府縣會規則、地方稅規則、町村編制法であつた、政體變換の議論は着々實行せられたのである。(明治十一年地方官會議日誌)

八、府縣會規則

府縣會開設に關する大體の方針が、明治八年第

一回地方官會議の際に議決せられて居たことは、既に述べた。此議案は議員野村靖の「我國開闢以來の重大事件」と云へる如く全く重大事件であつた。就中其の府縣會議員選舉資格並に議員資格は伊藤議長の言明せる如く「本條は本案中の骨子」であつた。今日普選論等の八ヶ間敷際此の評論を紹介し置くことは無益のことと無いと信するのである。而して前會議に於て府縣會は區長を以てすることに議決しながら、此度の府縣會草案が、全然公選議員を以てすることに、草案の起草せられて居るのは民權史上注意すべきことである。近事評論の記者は「聖上英斷を以て初回會議が姑く區戸長會を可とするの決議ありたるに拘はらず公選議會法に依り府縣會規則を制定し之を會議に下問せらるゝに至れり」と云つて居るのである。

被選舉人資格評論

被選舉人の資格は原案に

府縣會の議員は郡區の大小を問はず、每郡區より二人を選ぶ、其郡を分て部とするもの郡に同じ。

府縣の議員たる事を得べきものは滿二十五歳以上の男子にして、其郡區内に住居し、其府縣内に於て地租十圓以上を納むるものに限る。

但左の件々に觸るゝ者は議員たる事を得ず。

一、風癩白痴之者

二、懲役一年以上實刑に處せられたる者

三、身代限の處分を受け、負債の辨償を終へざる者

四、官吏及教導職

とあつたが、議論頗る多かつたのである。其の改正案には(一)人口を基礎として議員數を定むべしと云ふ論(關口隆吉、山田) (二)一郡二人以上として其以上は戸數を標準とすべしとの論(岩村高俊、藤村) (三)一郡一人以上とし其の以上は人口二萬以上一

人を増すべしとの論(渡邊清の論)(四)選舉人數を標準と

して被選舉人を定むべしとの論(楠本正隆の論)(五)地租納

額を五圓以上とすべしとの論(山田秀典、楠本正隆の論)(六)不

動産所有額を標準とすべしとの論(岩村高俊の論)(七)當時

の智識階級とも云ふべき教導職に資格を與ふべし

との論(岩村高俊の論)などがあつたが、政府委員松田道之

は一々此等の説を駁して原案の維持に努力した、

今一二議論を紹介すると。

平山靖彦の論に曰く、郡又は部は同一行政區な

り假令大小廣狹若くは戸數人員の多寡あるも之

に依つて其權利の不同なる理なし同一權利を有

する以上は同一の議員を選出すべし。

藤村紫朗の論に曰く、議員に選舉せらるゝは人

の榮譽なり、人として豈榮譽を好まざるものあ

らんや、左すれば議員たらんと欲して自然職業

を勉勵し、終に地租若干を納むるに至らん、本案

は暗に人民を獎勵するの道を含ましめたるもの

なり。

籠手田安定の論に曰く、實際を考ふるに多く貢

租を納むるものに苦情少なく、少しく納るもの

は却つて苦情多し、因て其苦情多きものを選舉

せざるべきは入費等を議するの主意に背くに似

たり。又納税一圓の差異にて民權なきものと同

列と成り歎すべき狀況あり。

安場保和の論に曰く、地租十圓以上を納る人民

は我愛知縣下に於ては僅々數ふべし、且地租十

圓以上を納る人物には所謂農家門閥にして愚物

多し人材を得るは却て中産の者に在り原案の如

き區域を狭くするときは今日の適度に背馳す。

而して松田道之の原案維持説の要點は府縣會を以

て智識階級を網羅せんとするにあらずして寧ろ地

方税を議する機關とすれば今日の時勢原案を以て

最も中庸を得たる論なりと主張した。かくて原案

は多少の修正を見て、

府縣會の議員は郡區の大小に依り毎郡區に五人以下を選ぶ(選舉第十條)

府縣の議員たることを得べき者は滿二十五歳以上の男子にして、其府縣内に本籍を定め、滿三年以上居住し其府縣内に於て地租十圓以上を納むる者に限る。但左の各款に觸るゝ者は議員たることを得ず(各款原案に同じ)(選舉第十三條)即ち議員數の増加を見たのであるが。山形縣の如きは毎郡三人を選出せしめて居る。山形縣縣會報告。明治十一年地方官

會
議
記

選舉人資格評論

第二回地方官會議に於て行はれた選舉人資格の評論は、普選論の行はるゝ今日頗る參考に資すべきものがある。原案は、

議員を選挙するを得べき者は、滿二十歳以上の男子にして、其郡區内に住居し、其府縣内に於て地租十圓以上を納むるものに限る。

但前條(被選舉人資格條項)の第二項第一第二第三の

件々に觸るゝ者は選舉人たることを得ず。

であつたが、頗る議論が多く女子に參政權を與ふべしとの論もあつた。其論據は

被選舉人たる議員は男子たらざるべからず雖、自己の名代人たる人を選ぶには女子雖も之を爲し能ふべし、今日已に女戸主を許す上は、女戸主も地租五圓以上の人は男子と同じく選舉人たるの權を得せしむべし

と云ふにあつた。平山靖彦の論而し又政府委員等は此を

駁して女子は嫁して人の妻たる事もあり政府委員の論又

投票を郡區廳に提出するに遠路往返するは難儀なるべしとの論もあつた

北垣國道の論又納税額に於ても一

村の地租總額の平均百分の一以上を納むるものを

以てすべしと云ひ吉田清英の論又拾圓以上の納税は選舉

人の分限として高きに失すれば五圓以上となすべ

し、出來得べくは可及的分限を低落して目的を達

すべし渡邊清の論と云ひ、又三圓以上とすべしとの論

永山盛輝の論もあつた、斯くて結局

議員を選挙するを得べき者は、滿二十歳以上の男子に

して其郡區内に本籍を定め其府縣内に於て地租五圓以上を納むる者に限るべし。

(但書原案の通り)

この成果を得た。即ち大選舉人資格に於て五圓の低下を見たのである。